

高齢者法を教えてみて

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-10-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 西, 希代子 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/1921

高齢者法を教えてみて

慶應義塾大学大学院法務研究科教授

西 希代子

西 ありがとうございます。始めさせていただきます。私は、他の先生がたとは異なって若葉マーク付きです。この若葉マークは年が若いということではなく、高齢者法という分野について初心者という意味です。『高齢者法を教えてみて』という題目は樋口先生からいただいたものですが、この「みて」という言葉の微妙なニュアンスをお感じいただければと思います。本日は高名な先生がたに交じってこのような機会を与えていただき本当に光栄に思っておりますと同時にかなり緊張しております、私、緊張するととても早口になってしまいますので、聞き取りにくいところなどがありましたら後でご指摘いただければ幸いです。

まず本日、どのようなこととお話しさせていただくのかということですが、高齢者法というものを今年度初めて教えてみた研究者兼教育者の立場から、高齢者学の一つの実践の形としての高齢者法という授業、講座の意義とその発展の可能性について考えていきたいと思えます。主な内容はスライドのとおりです。最初に、そもそも高齢者法とは何かということについて、現在の学界の状況と合わせてお話しいたします。2番目に、実際に高齢者法という授業を恐らく全国の法科大学院で初めてだと思えますけれども、開講した経緯などをお話しして、実際の授業内容、学生の反応などをご紹介いたします。3番目に、その履修者のアンケート結果を基に、学生が法科大学院の授業として高齢者法というものを学ぶ意義について確認いたします。最後にそれを踏まえまして、学校という場を離れて一般市民、そして高齢者自身が高齢者法を学ぶ意義とその方法について海外で見た事例

を一例、お示ししたいと思います。

高齢者法の現状

最初は、高齢者法とは何かということです。「正体不明な『高齢者法』？」という冒頭から不安になってしまいそうなスライドのタイトルですが、実は何が高齢者法かということ自体、あまり明確ではありません。後でもそのお名前をご紹介しますけれども、高齢者法の第一人者である関ふ佐子教授によれば、「高齢者法とは、社会保障法、労働法、民事法、医事法、刑事法といった各領域でそれぞれ取り扱っている高齢者に関わる法的課題を体系的・横断的・学際的に取り扱う、高齢者に着目した法分野」です。つまり、高齢者法という法律はありません。この点は、憲法、民法などとは違います。当初、高齢者法という言葉は、老人福祉法、高齢者虐待防止法など主として高齢者を直接の対象とする法律のほか、成年後見制度、消費者契約法の困惑類型などのように、高齢者のみを対象とするわけではないものの、高齢者がよく用いることになる、そのような高齢者にとって意義がある法律をまとめた呼び方として、いわば総称として用いられてきました。障害（者）法や消費者法に近いイメージになります。スライドには、日本高齢者法の先駆者といえる、労働法学者として有名な山口浩一郎先生の種類を載せておきました。

現在ではもう少し広く、高齢者に関わる法的問題は全て高齢者法に入れてよいという雰囲気になっています。その意味で何でも入るバスケットのようなもので、フィールドとしての高齢者法という位置付けになります。これが先ほどご紹介した関先生のような表現につながるわけです。いわゆる「子ども法」などと似たようなイメージになりますけれども、外延はかなりあいまいです。そのような観点からどのようなものが高齢者法の中身として考えられるかということで、私の思い付く範囲で2枚のスライドに

列挙いたしました。便宜上、いくつかに分類していますが、これはあくまでも暫定的なものということになります。どのように分類するかということ自体が高齢者法の体系に関わることでありますので、現段階では暫定的です。本日は時間の関係上、これらの具体的な内容についての説明は省略させていただきますが、一部は小此木先生のご報告の中でご紹介がございます。

ここではまず、「健康で文化的な最低限度の生活」の保障（憲法 25 条 1 項）、つまり、高齢者の生存に必要なものに関する問題として、年金、介護保険など福祉の領域に属するものを挙げております。伝統的な法分野との関係では、社会法に属するものが中心になります。この他、虐待防止法なども含まれます。従来の高齢者法はまさにここが中心になっています。次に、生活者・消費者として的高齢者に関する問題を分類しました。特殊詐欺等の高齢消費者問題、自動車事故に見られるように被害者にも加害者になりやすい高齢者の加害・被害による民事的・刑事的問題、高齢者の就労問題、社会参加等が含まれます。この辺りからハイライトの部分が多くなりますが、これは伝統的な法分野との関係では民法の中で扱われてきた内容です。続いて、高齢者と家族に課する問題（婚姻・再婚及び離婚にまつわる問題、家族による老親扶養・面倒見をめぐる問題等）、高齢者と住まい（高齢者の不動産賃貸借、高齢者用住宅等に関する問題、配偶者居住権等）、財産管理・承継（信託、生命保険等、民法外の財産移転程度も含む）、終末期を中心とする医療に関する問題（尊厳死・延命措置、医療同意・代理決定等）、死にまつわる問題（献体、埋葬・葬儀、墓地等）。そして最後に、成年後見制度、委任制度など高齢者の意思決定・実現支援、権利擁護を支える法制度を挙げておきました。

これらの多くは高齢者だけに適用される法制度・法規定ではありませんけれども、高齢者がよく使うものとか、高齢者であるためにその適用について何らかの考慮が必要かどうか検討の余地があるものということになり

ます。他にも対象とすべき法律・制度はありますが、取りあえず現段階ではこの程度にさせていただきます。

高齢者法学の担い手

次のスライドでは、このような内容も定まっていない高齢者法のこれまでの研究動向をまとめておきました。高齢者が遭遇する法的問題をまとめたハウツー本のような実務書は結構ありますが、学問としては、いまだ、認知度が低く、体系は未確立で、研究蓄積も乏しいのが現状です。担い手は主に英米法学者、社会法学者です。英米法学者の代表的存在は、まさに今日の司会、コーディネーターであられる樋口先生です。すでにお名前を挙げさせていただいた関先生、山口先生のご専門分野は社会保障法と労働法です。これは、高齢者法がアメリカで発展してきた学問であり、また、先ほど申し上げましたように、高齢者法が従来、福祉を中心とするものであったことと関係すると思います。他方、民法などの民事法学者による研究は成年後見制度などごく一部のものを除いて、ほとんどありません。私も専門は民法ですが、周りの法学者は、「高齢者法、何それ？」のような感じで、知名度はほとんどゼロです。高齢者法の総論的なものとしては先ほど秋山先生からご紹介いただいたご本も含めて、数えるほどしかなく、まだまだ開拓期といえると思います。

次のスライドは、「遅れているネットワーク形成」というタイトルで書いておきましたが、研究者同士のネットワークもいまだ十分ではありません。少なくとも学会レベルのものはありません。一番下にありますように、近年、先ほどからお名前を挙げている関先生が中心となって、高齢者法研究会という組織がつくられまして、右側の上のウェブサイトがその写真ですけども、月 1 回程度研究会が開催されています。このような状況ですので、一つの法領域として存在感を獲得するにはまだまだ時間がかかりそうです。

そのような中、これは宣伝になりますけれども、2022年10月に私法学会という全国の民法商法学者を中心に構成される法学会最大規模の学会において、『高齢者と私法』というシンポジウムが開催されることになっています。内容はスライドにあるとおりですが、一気に高齢者法の知名度、認知度が上がるかなと、少し期待しているところではあります。

私法学会の宣伝ついでに、民法学者として高齢者法にどう向き合うのか、また、向かい合おうとしているのかということ少し述べさせていただきます。一言でいえば、高齢者法の体系化を図りたいと考えています。民法学者はこういうのがとても好きなんですね、体系化とか。「『高齢者法』の体系化へ向けて（野望）」と題して最初に挙げておきましたように、たしかに、現段階でも高齢者法には一つの視点としての意義はあります。たとえば、高齢者が被害者、加害者、あるいは原告、被告であるために、法の解釈運用において特殊な考慮が必要か。より具体的には、高齢者の責任の減免の問題とか、高齢者が被害者である場合における加害者に対する特別な配慮の要求などが考えられます。これは従来見落とされてきた問題点や、社会の変化、新たなニーズの法領域への反映などについて議論を深める契機にもなります。さらに高齢者にとって生きやすい国、生活しやすい法というのは誰にとっても生きやすい国であり、優しい法ですので、ユニバーサルデザインを構築する、その一つの手掛かりになるということもいえます。このような「視点としての高齢者法」だけで十分だという考え方もありますが、さらにもう一歩先にとということで、独自の理念を持つ一つの法分野として、その体系化を目指したいのです。

高齢者法の日本における意義

世界的に見ても高齢者法はまだまだ草創期の法領域です。世界一の超高齢社会である日本には、この分野でイニシアチブを取るチャンスがあると

考えています。これは特に民法などを研究・教育している人間の実感としてあるのですけれども、明治以来、日本は継受法の国ということで、常にフランス法とかドイツ法に教えを請い、さらに留学生のトップは欧米に取られてしまうと、そういう意味で、ある意味、法学界では二流国なのです、日本は。それを痛感していますので、そのような日本が一気に世界の法学界トップに躍り出るチャンスではないかと、そういう夢を見えています。夢で終わってはいけないのですけども。世界的に見ると、高齢者法の体系化が既に始まりつつあります。これもまた先ほど名前挙げさせていただいた関先生がすでにご紹介されていますが、世界的に現在、有名になっているイスラエル・ドーロン教授（イスラエル・ハイファ大学）が提案しているモデルをご参考までに転載させていただきました。個人的には分かるようで分からない。理解できるように何となく中途半端な気もするというところで、私のほうで本日紹介する能力も時間もありませんので省略させていただきますけれども。このような高齢者法の分類のような、そのような方向からの体系化を図る動きが進んでおりますが、日本にいる私から見ますと、もう少し違う考え方もあるようにも思われます。

体系化の前提として、そもそも高齢者法を考える視点が問題になります。ここからは私法学会の予告のような感じですので、ごくさわりだけですが、スライドには、高齢者法の体系化の前提となる高齢者の特徴として思い付くものを挙げておきました。個人差が大きく多様。基本的に不可逆的に終末期に向かう。もちろん加齢・病気等による判断力の低下等もありますが、特に健康、財産、人脈、能力等の各面で、出ていくもの・失うものがあれば、入ってくるもの・獲得するものもあるという、若い頃のようなバランスが崩れるのが大きな特徴のように思います。そして、従来の高齢者の位置付けは、保護であれ、自立支援であれ、差別の撤廃であれ、あくまでも客体としての高齢者という位置付けが多かったように感じます。これは高齢者法の主な研究領域が福祉の領域であったということと関係があるように思

います。あくまでも客体なのです。ところが民法の立場から見ると、また違った側面が見えてきます。民法は、人と財が中心になる学問ですので、どうしても高齢者が持っている財産に目を向けることになります。

もちろん、高齢者も二極化が進んでいますので、財産を持っている高齢者は一部ということもできますけれども、右側に小さく書いておきましたように、日本の家計金融資産の7割以上は60歳以上の人が持っています。先ほど辻先生からもお話があったとおりです。2035年には、有価証券の15%を持つのは認知症の人になるともいわれています。そうなりますと、右上にありますように、これまであまり注目されてこなかった黄色の矢印の方向、つまり人口数と保有資産の力で国家、家族、社会に影響を与え、時として圧力になる高齢者という姿も見えてきます。その力、相互関係を少し具体的に考えたのがこのスライドということになります。時間もありませんので説明は省略いたしますが、今後、民法学者としてこのような視点から高齢者法というものを考えていきたいと、つまり、主体としての高齢者という捉え方、家族、社会、国家という関係の中での高齢者の位置付け、さらに、忘れられている将来の国家・社会・国民という視点も含めて考えていければと思っております。

高齢者法を教えてみて

さて、半分、時間が過ぎていますが、ここからが本題になります。授業の体験談に移らせていただきます。まずそもそも日本の法科大学院に從來なかった高齢者法という授業をなぜ開講したのかという背景からお話いたします。二つの背景がございます。一つは私自身の在外研究の経験です。4年前にアメリカに行きました。指導教官が2回お世話になったコーネル大学と本務校の協定校のウィリアム・アンド・メアリー大学というところに行きました。そのアメリカで、高齢者法という日本では聞いたことがな

い法律科目があること、しかも、基幹科目としてあることに気付きました。アメリカでは、先ほど樋口先生からご紹介がありましたように、既に 1960 年代から高齢者法というものが知られだして、1980 年代には、もう一つの学問領域として確立しています。

コーネルやウィリアム・アンド・メアリーは名門校ですが、それらの大学に限らず、大抵の法科大学院には高齢者法という授業が常設科目としてあります。スライドの左側の 4 冊の写真は、実際の裁判の事案と判決が中心になっているケースブックと呼ばれるもので、法科大学院の教科書として使用されていて大体 1,000 ページ前後です。このケースブックの種類が物権法、不法行為法等の民法系の科目と同じぐらいの数あります。右側はいわゆる概説書というもので 200 ページとか 300 ページとか、比較的短めのものですが、これも同じようにたくさん種類があります。つまり、それだけ授業科目としてメジャー科目だということです。法科大学院附属の高齢者法センターのようなものを設置している学校も結構ありまして、検索したらいくらでも出てきますので、たまたま検索で上のほうに拳がった大学のウェブサイトの写真を貼っておきました。ステットソン大学ローカレッジとピッツバーグ大学ロースクールです。一般向けの実践的なハウツー本もたくさん出ていまして、日本の終活本と比べると、より実践的で分かりやすい、しかも短いという特徴があります。

学問としての高齢者法の中身については、本によって多少、異なりますが、大体、スライドに挙げたような内容です。社会保障、労働法領域に関することが多くなっています。特に医療関係の話が多いです。これは、アメリカでは日本のように全国民レベルで医療保障が充実しているというわけではないということと関係すると思います。不法行為の損害賠償の減額とか、そのような細かい民事的な話は全然、出てきません。高齢者の実際の生活に直接関わること、高齢者自身、あるいはその代理人として弁護士が実際にすべきこと、備えることが中心になっていまして、学問としての理論

とか体系とか、そのようなものはあまり意識されていない。むしろ実務としての高齢者のための高齢者法という、そういう印象になります。日本とアメリカとでは法学の伝統も違いますので、日本高齢者法がアメリカ高齢者法と同じである必要はないのですが、アメリカの高齢者法はそのような位置付けです。

次は、開講の背景の二つ目です。学問領域としても確立していないのに授業が成立するのか、という話になりそうですし、しかも司法試験に関係ない科目なんてといわれてしまいそうですが、たまたま、現在、勤務しております慶應にはかなり都合のよい条件がそろっていました。まず、年度単位で開講、廃止が自由にできて、少人数で、成績評価も合否判定だけでよいという柔軟性の高いテーマ研究・テーマ演習という科目枠があります。さらに、慶應の非常によい伝統のひとつとして、「半学半教」という精神があります。これは、ある程度、学びを修めた者が後輩に教えて、学び合い教え合うという精神で、草創期からあるもののようです。自己流に解釈いたしますと、教員も授業が完璧にできなくてもよい、学生と共に学ぶんだという言い訳ができますので、安心して開講してみることができたわけです。

その授業の概要はスライドの通りです。シラバスにはこのように感じて、それらしきことを書きました。授業の内容は、多数ある高齢者法に関わるトピックのうち、多少、民法に関するものの方が学生には入りやすいかなということで、総論に続き、高齢者と住居、高齢者と不法行為、高齢者と家族、高齢者と財産承継・管理、高齢者と介護・虐待、終活、高齢者の消費者被害等を選びました。実態の見えにくいテーマについては、弁護士の先生にゲストスピーカーをお願いしました。割合的には3分の1ぐらいが民法の発展的な学習、3分の2ぐらいが全く司法試験に関係ない話という構成になりました。授業の資料の一例をスライドに載せておきました。左のように統計データなどをたくさん使ったり、右のようにちょっと見にくい

のですが、「保険を用いた遺留分制度の潜脱」というような、民法が分かっている人が見ても、学生が見てもちょっと興味を感じるようなキャッチーなタイトルをつけたり、多少の工夫はいたしました。半学半教という言い訳はありますが、教科書もありませんので、大体、1回の授業当たり準備に20時間から30時間はかけました。左上にありますように、第1回目の授業では記念講演のような形で樋口先生からいただいた動画を見せながらガイダンスを行いました。

学生の反応

履修者とその反応ですが、履修者は9名でした。この科目の枠としては結構、多いほうです。ほとんどの学生が成績上位者でした。それは、成績上位だから司法試験科目以外の勉強をする余裕があるということかもしれませんが、そういう学生に興味を持ってもらえたのは非常にうれしいことでした。スライドにもいくつか書いておきましたが、学期末試験の代わりに成績評価方法とした学生のレポートもかなり力作ぞろいで、よくこんなに時間がかけられるなというものが結構ありました。その学生の意見・感想が次のスライドです。今回このシンポジウムに参加させていただくにあたって、学生に事情を話して、泣き付いてという感じですけども、急きよ、一昨日までに感想を個別に寄せてもらいました。その一部ですが、最初にありますように、授業を受講するまで誰も高齢者法という言葉は聞いたことがなかったようです。最初はそういう状態だったのですが、一番下にありますように、受講した後の感想としては、大変良かった、大満足。教員に直接面白くなかったとかいえる人はいないとは思いますが（笑）、かなり好評だったと思いますし、学生の実際の反応を見ているとということがよく分かりました。次のスライドは、「授業科目としての高齢者法の意義と発展可能性」ということで、今回、法科大学院の授業科目

として開講してみてどのような意義があると感じたのかという点です。学生の回答をスライドに引用してありますが、それらから、顧客ニーズへの対応、ビジネスチャンスとして高齢者法を捉えていたことが分かります。アメリカの高齢者法の発展自体にそのような側面がありますので、実際、学生のこの認識は正しいように思います。もちろん個別の法解釈等の内容に興味があったという学生もいましたが、どちらかという将来の弁護士としての仕事を考えた、ある意味、戦略的な履修動機が大半でした。

さらに私のシラバスの書き方自体がそういう目的を持った学生を集めたともいえますが、やはり科目の垣根を越えた横断的理解、つながりの理解のための視点として高齢者法というものに意義があると考えた、あるいは民事法の復習、発展学習の機会として高齢者法のメリットを感じたという学生も多いようです。最後に、意外なことに、高齢者法の学びを通じて、一般民事の魅力を知ってもらうことができたようです。慶應は渉外、金融、企業法務に力を入れていますので、そのような事件を扱っている大手渉外弁護士事務所の実務家教員などが学生の憧れの的になっています。逆に、家事、一般民事を扱う弁護士、いわゆる町弁についてはお金にならない、エリートではないとか、つまらないとか、そういう誤ったイメージを持っている学生が多いのです。そのような中で、今回ゲストスピーカーに来ていただいた弁護士さんの力もありますけれども、高齢者法というものを通して一般民事の面白さと、意外とお金になるかもしれないということを知ってもらえたという、そういう授業でもありました。

このように100点、いや200点満点ぐらいの予想以上の成果があつて、そうなりますと野心は広がります。では、学部科目としてどうかとか、高校で学ぶのはどうなのかなとか。私自身は法律入門としての意義もあるし、自分の将来のことを考えるきっかけになるのではないかと思ったのですが、法科大学院生のアンケートの結果によると、どうもそれは微妙だということが分かりました。なぜかということなのですが、やはり、民法の知識が

ないと理解できないからというような理由が結構ありました。米印で書いておきましたように、学生にとっては自分自身の将来の問題として捉えるのは、やはりまだ無理で、法律の勉強としてどうかというのが判断の基準だったことが分かります。

そうすると、では逆に、今度は上のほうに向かうのはどうなのかということで、これも学生のアンケート結果からの引用です。まず、高齢者自身が高齢者法を学ぶ意義というのがあるのかという問いです。これについては、文字通り高齢者が自分自身の問題として知るということになり、先ほどお話にあったような自信過剰バイアスを是正し、自ら備えることにつながるという意味があることは否定できないと思います。学生のアンケートの中にもそのような発想が見られて、自分自身の選択、自己決定の前提として知識を持たないといけない、そうしないと行政に委ねる形になってしまうという見方がはっきり示されていました。先ほど辻先生からお話がありましたような介護保険の精神が若い世代には伝わっている、分かっているという、よい表れなのかもしれません。

もっとも、高齢者自身が高齢者法を学ぶ場合には、アンケート結果の下に書いておきましたように、その内容は当然、大学における授業とは異なるものとなるはずで、より実践的、具体的な内容が適当です。例えば最初に何かあったときに相談する窓口はどこかとか、フローチャート的なものを用いて、知って、理解することが重要ですし、場合によっては事例紹介という形ではなく、実践にロールプレイングなどをして、活用して、身をもって知る、体で覚えるというそういうものにも重点が置かれるべきかもしれません。

さらに高齢者ではなく一般市民にとってはどうかということになりますと、これについても学生のアンケート結果は興味深いものでした。一般論として、現代人必須の視点であるという回答は解ります。この点では、学生にとってはジェンダー法などと同じ位置付けのようです。ただ、学生の

回答のいくつかに強く表れていますように、一般市民は市民でも、高齢者の家族にとって特に重要だと考えている学生が多いのが印象的でした。これは私、予想していませんでしたが、確かに介護の問題にしても、財産管理・承継などの民法的なことにしても、家族が知識を持つことが、もちろん、高齢者を守ることになりますが、何よりも家族自身が自分が主張できることを知る、たとえば、遺産に対する権利であったり、行政サービスの利用であったりとか全て含みますけれども、そういうのを知った上で高齢者とのどのように向き合うか、あるいは距離をとるかということも含めて、態度を決定することができますので、後の相続争いなどを未然に防ぐという意味でも有意義かもしれません。

高齢者の学ぶ高齢者法

そこで、このように高齢者自身、あるいはその家族、広く市民がどのように高齢者法を学ぶのかということを少し考えてみました。この「広がる可能性—若者と高齢者をつなぐ高齢者法」というスライドは、法科大学院生、つまり学生が授業の一環として市民講座などの講師を務めてはどうかというお話です。学生にとっても、高齢者にとってもメリットがあります。学生にとっては教えることで初めて本当に分かるということになります。これも私たち教員が日々、実感していることです。他方、高齢者や市民にとっては、弁護士などの法律専門家の話より気軽に聞けますし、質問がしやすい、さらに若さをもらえると、そのようなメリットもあります。それが相互の理解を生み、人を結ぶという効果もあります。そのような小さいことでも積み重ねることによって、高齢者の問題に対する社会の理解が深まって、流行に乗るようだけれども SDGs の誰一人取り残さない社会の実現に寄与するということも言えると思います。

私が出発点に至ったのは、アメリカで見たそのような取り組み

があったからです。どこの大学にもあるのかもしれませんが、私がのぞいたのはコーネル大学のエステートプランニングというゼミです。その授業の一環として市民向けに年5、6回、講座を開いています。スライドは、手元に残っていたパンフレットで、4月のものですが、写真にありますように、およそ春らしくない日で、雪の翌日だったのですけれども、200人ほどが入る教室はほぼ満員でした。予約制でした。印象的だったのは、中高年の夫婦が多いというのは予想どおりでしたけれども、若い1人の女性が結構、多かったことです。

どのような内容だったのか、その一端をお伝えするために、スライドにパンフレットの実物をそのまま貼っておきました。最初に学生が講義のように各テーマについて大体、中学生ぐらいの理解力があれば分かる程度の分かりやすい説明をしていました。具体的な内容は、遺言、リビングウィル、持続的代理人制度等の概要、終末期に関して意思表示をしておく必要性和その方法などでした。アメリカでも遺言が多いといわれていても実際には全然多くはなく、到底50%には達しませんので、そもそも、遺言がどうして必要なのか、終末期について希望を述べておくことがどうして必要なのかということから、丁寧に事例を含めて説明していました。特に医療に関する問題について、先ほど辻先生からもお話ありましたが、医療代理人の話ですね。自分が医療に関する決定ができなくなったときのために、代わりに決定する人をどういうふうに指定しておくのか、どのような決定を委任するのが望ましいのかというお話も丁寧にしていました。

さらに面白いのが弁護士への相談の仕方と付き合い方に関するお話でした。これは弁護士には直接、聞けない話です。どのような場合に弁護士に相談するのが有益でどのような場合にはお金の無駄遣いになるかということとか。よい弁護士と悪い弁護士の見分け方とか、そういうことも話していました。最後に弁護士や学生による個別相談の時間がありました。終了時刻が特に決められていませんでしたので、何時間続いたのか分かりませ

んが。もちろん、全て無料です。当日配布されたものを、スライドに載せておきました。『Five Wishes』というアメリカで4,000万部以上売れている冊子です。これは『五つの望み』ということですが、10ページの前後の冊子で、安価で市販されていますが、当日は無料で配布されました。記入式です。医療代理人の指定ができたり、終末期の望み、家族にしてほしいこと、してほしくないことなどをチェックして、バツで消していくという方式だったり、書きやすい形式です。

内容はかなり細かいものもあります。例えばひつぎに花を入れてほしいとかそういったことまで含めてかなり細かいものにはなっています。これは80%ぐらいの州で法的効力も認められています。ほとんどはそこに来て初めてそれを見たという人で、丁寧に説明を受けて実際に書いていました。学生に聞きながら、教えてもらいながら、という人がかなりいました。自分のほうから手を挙げてという人はそれほど多くはなく、学生が積極的に席を回って声を掛けるというような感じで、アメリカらしくないというか、ある意味、日本でもありそうな光景でした。

日本ではこのようなイベントは難しいと思いますが、法律専門家と高齢者、市民の間にはかなり距離がありますので、その間にワンクッション入れると申しましょうか、そういう形で法科大学院生とか学生が入る余地とか、貢献できる余地があるのではないかと感じました。非常に雑ぱくなお話で、本日のシンポジウムの趣旨に沿うものだったのか不安もございませけれども、私のほうからは以上です。ありがとうございました。

樋口 本当にありがとうございました。なかなか西さん以外には話ができないような内容だったんじゃないかと思います。それでは、最後に今度は小此木先生にお願いしたいと思います。小此木さんお願いいたします。